

## 『遺言する上で注意すべきこと』

遺言書の作成については多くの本が出ていますので、それをお読みいただければわかると思いますので実践的な面から注意点についてお話ししたいと思います。

- 1 遺言書の作成については、一般的なものとしては自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、遺言書の全文、作成年月日を自分で記載し署名押印して作成します。公正証書遺言は、公証人役場に行って公証人に遺言の内容を説明して、それを文書にしてもらい、署名押印して作成します。自筆証書遺言は費用がかかりませんが、公正証書遺言の場合は費用がかかりますし、証人二人を用意しなければなりません。しかし、自筆証書遺言ではその内容がある相続人に不利な場合、隠されてしまう可能性がありますし、厳格な書式を必要とするため、曖昧な書き方であればその部分が無効になることがあります。そして、曖昧な記載をしたため、その遺言の効力を巡って相続人が激しく争うことが現実には生じており、これでは何のために遺言書を作成したのかわかりません。ですから、自筆証書遺言の作成の場合には必ず法律の専門家である弁護士に確認してもらう必要があるわけです。また、隠匿の可能性を考えると、できれば遺言は公正証書遺言ですべきだと思います。
- 2 遺言書の中では、全ての財産の処理の内容を記載すべきです。一部でも遺言しないものがあると、相続人間で争いが生じます。一般的には、「その余の一切の財産を誰々に相続させる」という書き方をします。
- 3 遺留分権利者（子供、両親、配偶者）がいる場合には、その者にそれに相当する財産の遺贈を遺言ですべきです。そうしないと、せっかく遺言しても、遺留分を巡って相続人間で争いが起こります。
- 4 遺言には必ず遺言執行者を指定する必要があります。そうしないと、銀行預金などの解約などでの手続きで相続人全員の印が必要になり、遺言書のとおり遺産を分配するには非常な労力と時間がかかりますし、場合によっては裁判が必要になります。
- 5 遺言執行者として信託会社を指定することはおすすめできません。その費用が遺産の5%と高く（弁護士の場合その半分以下です）、慣れていないため手続きがルーズで、時間がかかることが多いからです。
- 6 相続税がどうなるのかを生前に検討し、相続税を軽減することも考慮して遺言すべきです。

以上、思いつくままに書きましたが、重要なことは相続人間で遺産を巡る争いが起こらないようにすることです。遺言をしなかったり、遺言をしても不完全な遺言書のため、仲の良い相続人が血みどろの争いをすることは我々がよく経験することです。家族繁栄のため適切な遺言をすることをお勧めします。